

社会福祉法人長洲町社会福祉協議会非常勤役員等の費用弁償及び旅費に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人長洲町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の非常勤役員等に対する費用弁償及び旅費の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償の支給基準)

第2条 非常勤役員等が職務のために要した実費を弁償するため、別表に定める費用弁償を支給する。ただし、公務員については、費用弁償は支給しない。

(費用弁償)

第3条 本会の非常勤役員等が職務のために勤務した場合は、費用弁償を支給する。

2 この基準において、「非常勤役員等」とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員会委員、その他の事業に関し委嘱された者をいう。

3 無報酬の非常勤役員等が、理事会及び評議員会等(評議員選任・解任委員会も含む)に出席したときは、3,000円を支給する。ただし、町の常勤職員としての給与を受ける者については支給しない。

4 監事については、監査の業務に当たった場合は1回につき5,000円を支給する。

(旅費)

第4条 非常勤役員等が職務のために旅行した場合は、本会職員等の旅費支給規程の定めるところより旅費を支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

制 定 この規程は、平成15年4月1日より施行する。

改 正 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

改 正 この規程は、平成19年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第2条及び3条関係)

区 分	費用弁償の額	支給の要件
理事・監事	1回当たり 3,000 円	理事会・評議員会への出席の都度
監事	1回当たり 5,000 円	監査を行った場合
評議員	1回当たり 3,000 円	評議員会への出席の都度
評議員選任・解任委員会委員	1回当たり 3,000 円	評議員選任・解任委員会への出席の都度
福祉サービス苦情解決第三者委員	1回当たり 3,000 円	会議等への出席の都度
その他委員	1回当たり 3,000 円	会議等への出席の都度